

## 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 令和6年4月から医師に対する時間外・休日労働の上限規制が開始されたことをふまえ、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、予算の範囲内において、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）（以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所とする。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の事業を対象とする。

- (1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業（別記1）
- (2) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業（別記2）
- (3) 勤務環境改善医師派遣等推進事業（別記3）

### (補助の対象となる要件等)

第3条 各事業の目的、対象事業、補助対象経費、交付要件及び交付額の算定方法等は、別記1から別記3において事業ごとに規定する。

### (交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- 1 補助金の交付を受けた者は、交付の決定を受けた日から15日以内に交付申請取下届（第4号様式）を提出することにより、申請の取り下げをすることができる。
- 2 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。なお、軽微な変更とは、交付額の30パーセント未満の減額とする。）する場合
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に

について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

6 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第 5 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

7 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

8 暴力団排除要綱第 8 条第 1 項に定める不当介入を受けた時は、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること及び知事に報告すること。

9 補助事業者等は、知事から補助事業の遂行状況の報告やその他の資料の提出を求められたときは、規則第 10 条の規定により、状況報告を求めた日から 30 日を経過した日までに、当該補助事業の状況報告書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

10 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

11 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

12 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

13 上記各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。

#### （申請手続）

第 5 条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第 1 号様式）1 部を毎年度別に知事が指定する日までに知事に提出して行うものとする。

#### （変更申請手続）

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更（軽微な変更を除く。）により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（第 3 号様式）1

部を知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内（第8条第2項第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から1か月以内）または翌年度4月7日のいずれか早い日までに、実績報告書（第2号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金の支払いは、交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるとときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年3月23日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

1 この要領は、令和7年2月17日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。